

登別市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱

登別市認知症カフェ事業運営補助金交付要綱（平成28年告示第59号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することができ、かつ、介護者の介護負担等の軽減を図るため、認知症カフェを運営する団体に対し、予算の範囲内において登別市認知症カフェ運営事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症カフェ 認知症の人及びその家族、地域住民並びに専門職等の誰もが気軽に集うことができ、かつ、認知症に関する相談に対応することができる場であって、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。
 - ア 参加者の利便性及び安全性が確保された登別市内の飲食可能な場所で開催すること。
 - イ 月1回以上開催し、1回当たりの開催時間が90分以上であること。
 - ウ 専門職を1名以上配置すること。
 - エ 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的として行わないこと。
 - オ 管轄地区の地域包括支援センターの認知症地域支援推進員と連携し、企画運営すること。
 - カ 運営スタッフとして、認知症サポーター等のボランティアを積極的に受け入れること。
- (2) 専門職 認知症に関する相談に対応できる者であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 保健師、看護師その他の医療関係者
 - イ 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士その他の介護又は社会福祉関係者
- (3) 認知症地域支援推進員 地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別記3の3（2）認知症地域支援・ケア向上事業に規定する認知症地域支援推進員をいう。
- (4) 認知症サポーター 認知症サポーター等養成事業実施要綱（平成18年7月12日老計発第0712001号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づく認知症

サポーター養成事業の講座を修了した者をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内に所在する医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又はその他の団体であって、認知症に関する活動実績がある又は継続的な活動を行うことが見込まれる団体であること。
- (2) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しない団体であること。
- (3) 事業主又は団体の役員が登別市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第2号又は第3号に規定する者の統制下にある団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認知症カフェの運営事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象団体が実施する認知症カフェの運営に要した経費のうち、別表に定めるものとする。

- 2 補助金の額は、別表に定める補助項目ごとの実支出額から参加者負担金その他の収入額を控除した額の10分の10以内の額とし、補助上限額の欄に記載の額を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請者」という。）は、当該年度のうち認知症カフェを開始する前までに、登別市認知症カフェ運営事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに補助金の交付の可否を決定し、登別市認知症カフェ運営事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、登別市認知症カフェ運営事業補助金変更等承認申請書(別記様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、登別市認知症カフェ運営事業補助金変更等承認(不承認)通知書(別記様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象事業が終了した日から30日以内の日又は交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、登別市認知症カフェ運営事業補助金実績報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(別記様式第8号)
- (2) 収支決算書(別記様式第9号)
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) 実施した補助対象事業の内容が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による登別市認知症カフェ運営事業補助金実績報告書の提出があった場合は、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施状況が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、登別市認知症カフェ運営事業補助金交付額確定通知書(別記様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、登別市認知症カフェ運営事業補助金交付請求書(別記様式第11号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求が適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又はその一部の返還を求めることができる。

(書類の整備)

第13条 交付決定者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(留意事項)

第14条 交付決定者は、認知症カフェを運営するにあたり、次に掲げる点に留意すること。

- (1) 認知症の人及びその家族が参加並びに相談しやすい雰囲気作りに努めること。
- (2) 認知症の人並びに認知症への不安がある人及びその家族が、気持ちや経験を分かち合い、互いの気持ちに寄り添うことのできる場になるよう努めること。
- (3) 認知症の人及びその家族が、同じ立場で分かり合える人と出会う場になるよう努めること。
- (4) 地域住民が、認知症について正しい理解を深め、認知症の人を暖かく見守る場になるよう努めること。
- (5) 専門職が、認知症の人及びその家族とふれあえる場になるよう努めること。
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、参加者及び参加者の属する世帯の世帯員の個人情報やプライバシーの尊重及び保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (7) 茶菓等を提供する際には、衛生管理に十分留意すること。
- (8) 補助対象事業に係る諸経費とその他の経費は明確に区分すること。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
(登別市認知症カフェ登録事業実施要綱の廃止)
- 2 登別市認知症カフェ登録事業実施要綱（令和2年告示第25号）は、廃止する。

別表（第5条関係）

補助項目	費目	補助対象経費	補助上限額
運営補助	需用費	参加者に提供する茶菓子代、消耗品費、燃料費、印刷製本費等	1回の開催につき、 2,500円 (年間の上限は 60,000円。)
	役務費	通信運搬費、手数料、保険料等	
	使用料及び賃借料	会場使用料、機材の借上料等	
	その他経費	市長が必要と認める経費	
研修会等開催補助	報償費	講師謝礼等	年間の上限額は 12,000円。
開設経費補助 (新規開設時の初年度のみ)	需用費、備品購入費	ポット、コーヒーメーカー、食器、お盆、エプロン、テーブルクロス、看板、のぼり旗等	45,000円

別記様式第1号（第6条関係）

登別市認知症カフェ運営事業補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

所在地
団体の名称
代表者氏名

登別市認知症カフェ運営事業補助金の交付を受けたいので、登別市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 認知症カフェの名称 _____
- 2 補助を受けようとする額 _____ 円

【内訳】

区分	補助金額
運営補助	円
研修会等開催補助	円
開設経費補助 (新規開設時の初年度のみ)	円

- 3 添付書類
- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
 - (2) 収支予算書（別記様式第3号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第6条関係）

事業計画書

1 認知症カフェについて

(1) 開催場所	会場名
	住所
(2) 連絡先	氏名
	電話番号
	E-mail

2 実施計画について

(1) 開催予定の日時	開催日
	時間帯
	実施回数 回（年度）
(2) 参加者負担額	円（1人当たり）
(3) 運営スタッフ ※専門職は職種も記載	氏名 (職種)
	氏名 (職種)
	氏名 (職種)
	氏名 (職種)
(4) 主な実施内容	

別記様式第3号（第6条関係）

収支予算書

1 収入 (単位：円)

科目	予算額	内訳等
計		

2 支出 (単位：円)

科目	予算額	内訳等
計		

別記様式第4号（第7条関係）

登 第 号
年 月 日

登別市認知症カフェ運営事業補助金交付（不交付）決定通知書

所在地

団体の名称

代表者氏名

様

登別市長

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、登別市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり（交付・不交付）することを決定しましたので通知します。

記

1 交付決定

交付決定額	円
交付条件等	登別市補助金等の事務取扱に関する規則及び登別市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱を遵守すること

2 不交付決定

不交付決定 の理由	
--------------	--

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

登別市長 様

所在地
団体の名称
代表者氏名

登別市認知症カフェ運営事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、（変更・中止）したいので、登別市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1 認知症カフェの名称 _____

2 補助金変更交付申請額 _____ 円

【内訳】

区分	補助金額
運営補助	円
研修会等開催補助	円
開設経費補助 (新規開設時の初年度のみ)	円

3 (変更・中止) の理由

4 添付書類

- (1) 変更後の実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 変更後の収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

別記様式第6号（第8条関係）

登 第 号
年 月 日

認知症カフェ運営事業補助金変更等承認（不承認）通知書

所在地

団体の名称

代表者氏名

様

登別市長

年 月 日付けで申請のありました登別市認知症カフェ運営事業補助金変更等承認申請について、登別市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり（承認・不承認）することを決定しましたので通知します。

記

1 承認決定

変更後 交付決定額	円
交付条件等	登別市補助金等の事務取扱に関する規則及び登別市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱を遵守すること

2 不承認決定

不承認決定 の理由	
--------------	--

別記様式第7号（第9条関係）

年 月 日

登別市長 様

所在地
団体の名称
代表者氏名

登別市認知症カフェ運営事業補助金実績報告書

年 月 日付け登 第 号で交付決定（変更等承認）を受けた標記補助金について、登別市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 認知症カフェの名称 _____
- 2 添付書類
 - (1) 事業報告書（別記様式第8号）
 - (2) 収支決算書（別記様式第9号）
 - (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
 - (4) 実施した事業の内容が確認できる書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類

別記様式第8号（第9条関係）

事業報告書

1 開催場所	会場名 住 所			
2 開催日時	4月		10月	
	5月		11月	
	6月		12月	
	7月		1月	
	8月		2月	
	9月		3月	
3 参加者等 延べ人数 ※把握できた人数 を記載	・参加者数 人 （うち、認知症（疑いも含む）の方 人） （ 認知症（疑いも含む）の方の家族 人） ・専門職 人 ・ボランティア 人 ・その他 人			
4 主な実施内容				

※事業内容が分かるリーフレット又は開催案内、写真を添付すること

別記様式第9号（第9条関係）

収支決算書

1 収入 (単位：円)

科目	予算額	決算額	内訳等
計			

2 支出 (単位：円)

科目	予算額	決算額	内訳等
計			

別記様式第10号（第10条関係）

登 第 号
年 月 日

登別市認知症カフェ運営事業補助金交付額確定通知書

所在地

団体の名称

代表者氏名

様

登別市長

年 月 日付け登 第 号で交付（変更等承認）の決定をいたしました標記補助金について、登別市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり確定しましたので通知します。

記

・補助金交付確定額

_____ 円

別記様式第11号（第11条関係）

登別市認知症カフェ運営事業補助金交付請求書

年 月 日

登別市長 様

所在地
団体の名称
代表者氏名

年 月 日付け登 第 号で交付確定を受けた標記補助金
について、登別市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第11条第1項の規定
により、次のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義 (フリガナ)	